

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 24 日（金）第3299号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

## 監 査 委 員 公 表

○監査結果の報告に係る措置の公表

(監査委員事務局取扱い) 1

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第 2 号

平成28年10月7日付け監査第56号の監査結果に基づき、平成29年3月2日付け財第125号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県監査委員 大 菌 豊  
同 禧 久 伸一郎  
同 ふくし山ノブスケ

## 文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
本庁		
総務部税務課	県税の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	<ol style="list-style-type: none"> <li>未収債権の解消及び発生の未然防止対策 総務部長を本部長とし、各地域振興局・支庁の総務企画部長等からなる県税滞納縮減特別対策本部会議で決定した徴収対策に基づき、各地域振興局・支庁と一体となって、未収債権の解消及び滞納の未然防止を図るための各種施策を実施することにより、収入未済額の一層の縮減に取り組むこととした。</li> <li>納税意識の高揚促進 各種の広報媒体を活用し、自主納付・納期内納付の促進等を図った。</li> <li>滞納の未然防止 コンビニ・クレジット納付等の促進により、納税者の利便性向上を目的に納税環境を整備したほか、個人住民税については、市町村と連携し、特別徴収の完全実施に向け、実施延期事業所、未実施事業所への取組要請を行うなど、滞納の未然防止に努めた。</li> <li>徴収体制の強化 個人住民税について、鹿児島市を対象に、県税徴収対策官5名を集中配置（鹿児島市駐在）したほか、熊毛、大島地区については、</li> </ol>

		<p>特別滞納整理班と市町村との相互併任制度により，市町村と連携した徴収対策に取り組んだ。</p> <p>5 徴収強化対策の実施 自動車税について，「自動車税納税お知らせセンター」による電話での納税案内や「県下一斉給与差押え徴収強化期間」を設け，給与等の差押えを計画的に実施するなど，時機を失することなく徴収対策に取り組んだ。</p> <p>6 高額滞納者等への対応 県税の高額事案や倒産事案，その他徴収困難な事案については，鹿児島地域振興局の県税徴収対策官による搜索等の厳正な滞納処分を実施した。</p>
企画部統計課	パソコンの物品事故により，損害が発生している。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の操作や管理については，細心の注意を払うよう職員に対し喚起するとともに指導を行った。</li> <li>・「物品の適切な取扱について」（企画部長通知）により部内に周知徹底を図った。</li> <li>・部課長会議で注意を喚起した。</li> </ul>
環境林務部自然保護課	業務委託契約において，委託期間など契約書の内容が適正でないものがある。	<p>1 事後処理等 今回の指摘を受け，受託者である県獣医師会と協議し，今年度委託分から実績報告及び履行期限を3月31日とする変更契約を締結した。</p> <p>2 再発防止の対策 会計事務の適正処理（委託内容と履行期限との整合性，履行確認と支出との整合性等）について，部内各課へ周知した。</p>
保健福祉部保健医療福祉課	委託料の支出負担行為が8か月遅延しているものがある。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の職員で業務の進捗状況等を確認するなど，事務の遅滞がないよう業務管理の徹底を図ることとした。</li> <li>・平成28年11月2日の部内課長補佐会議において定期監査結果を配布し，適正な処理を行うよう改めて注意喚起を行った。</li> </ul>
保健福祉部社会福祉課	生活保護費返還金の収入未済額は，県全体で前年度より増加（収入歩合は減少）し，多額となっている。	<p>1 文書による関係機関への未収債権対策の周知徹底 「生活保護費返還金に係る収入未済額の解消について」（平成28年4月8日付け保健福祉部長通知）</p> <p>2 未収債権の解消 「未収債権回収ローラー作戦」を平成28年11月から平成29年2月まで実施し，本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債権者宅を訪問し，口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促，債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導等を行い，未収債権の解消に努めた。</p>

		<p>3 各種会議等を通じた未収債権対策の強化 地域振興局・支庁の地域保健福祉課等に対し、各種会議等で未収債権の発生防止と解消に努めるよう要請を行った。</p>
保健福祉部障害福祉課	<p>障害者福祉サービス指定事業者取消しに伴う障害者自立支援基盤整備事業補助金返還金の収入未済額は、前年度と同額であり、依然として多額となっている。</p>	<p>1 債権回収対策 当該NPO法人については、平成28年3月31日付けで法人設立認証が取り消され、平成28年4月7日付けで清算法人へ移行した。法人の資産と債務の状況を確認したところ、債務が大幅な超過状況であると推察され、法人の不動産について他優先債権者が差押えを実行していることから、今後他の債権者が法人不動産の競売を実施した場合に売却益に対する配当要求を的確に行うなど、債権回収に努めることとした。</p>
保健福祉部子ども福祉課	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。 また、児童扶養手当返還金の収入未済額は、県全体で前年度より増加（収入歩合は減少）し、多額となっており、児童福祉費負担金の収入未済額も、県全体で前年度より増加（収入歩合は増加）し、多額となっている。</p>	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金 口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導、貸付決定時における償還への意識高揚の徹底、連帯借受人である子どもへの指導等を行い、未収債権の解消に努めている。</li> <li>・児童扶養手当返還金 当該債権の多くが、受給資格を喪失（公的年金受給、婚姻等）したものの資格喪失届けの提出遅れ等の理由により発生しているため、受給者に対しては、あらゆる機会を通じて、受給資格喪失の場合の手続きについての十分な説明を行うとともに、市町村等関係機関との連携を図り、債権発生の未然防止に努めている。</li> <li>・児童福祉費負担金 未納者に対する電話・文書による督促を行うほか、自宅や職場への訪問や面接を実施している。また、一括納入が困難な者に対し、分割納入の指導や納入計画の相談に応じるなど、積極的な納入指導を行っている。</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金・児童扶養手当返還金・児童福祉費負担金（共通） 「平成28年度定期監査の結果に関する報告における改善等の措置について」（平成28年10月24日付け子ども福祉課長通知）により周知徹底を図った。（文書による周知徹底） 「保健福祉部未収債権回収ローラー作戦（実施期間：平成28年11月1日～平成29年2月28日）」において、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、指導等を行い、未収債権の解消に努めている。（未収債権の解消）</li> </ul>

商工労働水産部 商工政策課	行政代執行に係る弁償金の収入未済額は、前年度と同額であり、依然として多額となっている。	<p>1 債権回収対策</p> <p>法務局において、法人登記調査を行い法人の存在を確認するとともに、金融機関及び生命保険会社に対する債務者に係る財産調査を行った。</p> <p>また、債務者である法人の社長と面談を行い、債務についての確認を行うとともに、弁償金の納入について督促を行った。</p>
商工労働水産部 経営金融課	中小企業支援資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	<p>1 債権管理体制の整備</p> <p>「債権管理マニュアル」に基づき、債権を「正常債権A」から「回収不能債権F」までの6区分に分類し、これに対応した具体的な債権管理の方針を定めて債権の管理、回収に努めることとした。</p> <p>2 具体的な未収債権対策</p> <p>主債務者等に対する徹底した償還督促や法的措置を実施した。</p>
商工労働水産部 水産振興課	沿岸漁業改善資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	<p>1 債権回収対策</p> <p>債権管理マニュアルに基づき、債務者本人及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問等による督促を行うなど、未収債権の回収に努めた。</p> <p>特に、長期にわたって延滞になっている等回収困難な債権については、債務者本人及び連帯保証人の情報収集を行いながら、今後の取り扱いを検討しているところである。</p> <p>2 未収債権発生の未然防止対策</p> <p>貸付審査の厳格化や担保徴求による債権保全、借入後初めての償還期日が到来する者及び過去に延滞したことがある者に対し、償還期日到来の通知を行うことなどにより、未収債権発生の未然防止に努めた。</p>
商工労働水産部 漁港漁場課	<p>浮魚礁について、管理委託契約を締結していないものがある。</p> <p>漁礁管理において、県人工漁礁管理規程及び浮魚礁管理要領の運用が適切に行われていないものがある。</p>	<p>1 事後処理等</p> <p>未契約だった2地区の人工魚礁管理運営協議会と9月23日に管理委託契約を締結した。</p> <p>1 個別訪問等による周知徹底</p> <p>各地区人工魚礁管理運営協議会に対し、規程に基づく利用実績報告の徹底などについて周知・徹底を図ったほか、利用実績をとりまとめる関係漁協の個別訪問、指導を行い、利用実績報告を提出してもらった。</p>
農政部農業経済課	農業改良資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	<p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <p>借受者が資金導入に際して策定した経営改善計画が達成できるよう、各地域振興局・支庁及び農協が連携して、必要に応じ経営指導を行うなど、延滞発生の未然防止に努めることとした。</p> <p>延滞者には、文書督促や電話督促のほか、関係機関と連携し必要に応じて面談を実施す</p>

		ることとした。また、資産調査等も実施し、法的措置をとるなど延滞解消に取り組むこととした。
土木部監理課	損害賠償請求に伴う契約違約金及び延納利息の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 債権管理マニュアルに基づき、債務者に対し、文書、電話、訪問等による督促を行うなど、未収債権の回収に努めた。
土木部砂防課	業務委託において、歩掛を誤ったことから、設計額が過小となっているものがある。	1 再発防止の対策 平成28年7月25日付で「見積り積算における留意事項について」の文書を各執行機関に発出し、適正な見積歩掛の採用について、改めて再発防止の周知徹底を図った。
土木部港湾空港課	港湾使用料の収入未済額は、県全体で前年度より増加（収入歩合は増加）し、多額となっている。	1 債権回収対策 出先機関に対し、未収債権対策の徹底に係る文書を発出し、定期的な電話、文書又は訪問による催告、納入計画書の提出や分割納入の指導、更新許可の見直し等、更なる未収債権対策への取組を依頼した。
土木部建築課	県営住宅使用料の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策・ 現年度・過年度それぞれに「目標徴収率」を設定し、目標達成に努めた。 ・通常の督促に加えて、8月、12月、年度末（出納閉鎖期間を含む。）を滞納整理強化月間と位置づけ、集中的に夜間督促を実施した。 ・毎月、所属別徴収実績を地域振興局等に通知することにより、徴収状況の進行管理の徹底を図った。 ・連帯保証人に対する入居時の説明を徹底するとともに、3か月以上滞納している入居者からの納付が見込まれないと判断される場合には、連帯保証人に対し、債務保証の履行請求を行うよう、担当者会議において各地域振興局等へ周知した。 ・退去滞納者については、現状を把握のうえ、債権分類を行い適正な債権管理に努めるとともに、分類に応じた督促等を実施するよう、担当者会議において各地域振興局等へ周知した。 ・平成20年度から実施している回収困難な退去者に係る滞納家賃回収業務の民間委託について、平成25年度から委託先を弁護士法人に変更し、さらなる未収債権の圧縮を図った。 ・今回の定期監査の結果を受けて、全地域振興局等に対して、収入未済額の解消に、より一層取り組むよう通知した。
	交通事故により、	1 安全運転管理者等研修の実施

	公用車に損害が発生している。	<p>各所属の安全運転管理者及び担当職員を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、公用車の安全運転確保及び交通事故防止の徹底を図ることとした。</p> <p>2 交通法令講習会等への参加の徹底 公用車を運転する職員の安全運転及び交通法令講習会の受講の徹底に努めることとした。</p> <p>3 各種会議等における交通事故防止の周知の徹底 主管課補佐会議等あらゆる機会を通じて職員の交通事故防止等について注意喚起を行った。</p> <p>4 文書による職員への交通事故防止 副知事依命通達及び管財課長通知により、職員の交通事故防止等の一層の注意喚起について周知を図った。</p>
地域振興局・支庁		
鹿児島地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	<p>1 県税滞納縮減対策本部会議の開催 総務部長を本部長，各地域振興局及び支庁の総務企画部長等を本部長とする「県税滞納縮減特別対策本部会議」を開催し，各地域振興局等における前年度の滞納整理実施状況に対する意見交換や本年度における滞納縮減目標額の設定や縮減特別対策の方針などを決定し，「県下一斉給与差押え徴収強化期間」による給与等の計画的な差押えなど，滞納縮減特別対策を着実に実施した。</p> <p>2 業務執行体制の強化 事務処理マニュアル等の活用により，適正かつ効率的な事務処理を図るとともに，県税事務執行状況調査の実施による，業務に係る専門的調査や業務改善に向けた指導助言を充実し，業務執行体制の強化に努めた。</p> <p>3 徴税吏員の資質向上 徴税吏員が行うべき財産調査，滞納処分の手法について，具体的かつ実効性のある滞納整理が行えるよう関係機関との連絡・調整や情報提供を行ったほか，税務課主催の職員研修を充実・強化するとともに，全国地方税務協議会の徴収事務特別研修や自治大学校（税務専門課程）の徴収事務コースなどの専門的な研修を職員に受講させるなど，徴収担当の徴税吏員の資質向上に努めた。</p>
南薩地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	
北薩地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	
始良・伊佐地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	
大隅地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	
大島支庁総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は	

	増加) しているが、依然として多額となっている。	
鹿児島地域振興局保健福祉環境部	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。</p> <p>また、児童福祉費負担金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は減少）し、多額となっている。</p>	<p>1 文書による関係機関への未収債権対策の周知徹底</p> <p>「平成28年度定期監査の結果に関する報告における改善等の措置について」（平成28年10月24日付け子ども福祉課長通知）及び「生活保護費返還金に係る収入未済額の解消について」（平成28年4月8日付け保健福祉部長通知）</p> <p>2 未収債権の解消</p> <p>「未収債権回収ローラー作戦」を平成28年11月から平成29年2月まで実施し、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債権者宅を訪問し、口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導等を行い、未収債権の解消に努めた。</p> <p>3 各種会議等を通じた未収債権対策の強化</p> <p>地域振興局・支庁の地域保健福祉課等に対し、各種会議等で未収債権の発生防止と解消に努めるよう要請を行った。</p>
南薩地域振興局保健福祉環境部	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。</p>	
始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	<p>生活保護費返還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。</p>	
大隅地域振興局保健福祉環境部	<p>生活保護費返還金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は増加）し、多額となっている。</p>	
大島支庁保健福祉環境部	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。</p>	
大島支庁徳之島事務所	<p>生活保護費返還金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は減少）</p>	

	し、多額となっている。	
鹿児島地域振興局建設部	港湾使用料の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は増加）し、多額となっている。	<p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 未収債権の解消及び発生 of 未然防止対策・納入状況を毎月確認し、納期が過ぎている未納者に対しては、電話や文書による督促、職員の戸別訪問等を行った。</p> <p>一括納入が困難な者に対しては、分割納入計画書を提出させ、計画的に納入させるとともに、納入しない者に対しては許可更新の停止等を行い、新たな未収債権発生 of 防止に努めた。</p>
南薩地域振興局建設部	<p>県営住宅使用料の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は減少）し、多額となっている。</p> <p>設計額の積算誤り等により、落札決定を取り消しているものが複数ある。</p>	<p>1 未収債権の解消及び発生 of 未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規入居時に、指定管理者が入居者、連帯保証人へ説明するときに、建設部も可能な限り立会い、入居後すぐに滞納が生じることのないよう指導に努めた。</li> <li>・滞納月数が複数月に至った者に対しては、建設部からも電話による督促を行う等指導を強化した。</li> </ul> <p>また、指定管理者と連携し面談を実施し、滞納解消に向けた個別指導を行う等指導を強化した。特に納付について、誠意の見られない滞納者には、指定管理者と連携し、滞納整理強化月間に加えて、臨時の夜間訪問・督促を実施した。</p> <p>2 再発防止対策の周知、徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興局建設部長等会議等において、積算誤りの防止を図るなど適切な事務処理の徹底を要請した。</li> <li>・設計書作成事務チェックリストに基づく確認、精査の徹底を図った。</li> </ul> <p>2 担当職員研修の実施</p> <p>職員の業務遂行能力の向上と入札契約事務の適正な執行を図るため、工事事務担当職員初任者研修、工事事務担当職員一般研修及び設計・積算技術講習会を実施した。</p> <p>3 積算誤り事例集（第3版）の作成・配布</p> <p>類似の誤り防止を目的に作成した「積算誤り事例集」を改定し、情報の共有化を図った。</p>
北薩地域振興局総務企画部	平成26年度に支払うべき委託料を、平成27年度に支払っているものがある。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払処理確認表を作成し、適正な事務処理に努めた。</li> <li>・職場研修で注意を喚起した。</li> <li>・毎月の歳出予算執行整理表の照合確認の徹底を図った。</li> <li>・実効性のある自主点検の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。</li> </ul>
北薩地域振興局	業務委託に関する	1 再発防止の対策



建設部	る支出負担行為票 ・契約書等の全文書を紛失したことから、再調整し、支払いを行っているものがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書の取扱いにおける留意事項について、文書主任を中心に所属内で再確認するとともに、職場研修や課内（係長）会議等でも注意喚起を行った。</li> <li>・公文書を綴じ込むファイルについては、所属年度、文書件名、担当係等を明記し、必要なときに直ちに取り出せるような場所に保管するよう周知徹底した。</li> <li>・秘密の取扱いを有する文書、特に重要な文書については、担当職員が自ら持ち回って回議し、秘密保持に努めるよう注意喚起を行った。</li> </ul>
北薩地域振興局建設部甑島支所	業務委託において、履行確認や箇所別記録表の整理等を適正に行わず、受託者に貸与する点検箇所の資料を誤ったまま発注を継続していた。	<p>1 再発防止の対策</p> <p>文書、書類の保存・管理については、適正に行い、他の書類と混合することのないよう職場研修や課内会議等で注意喚起を行った。</p>
始良・伊佐地域振興局建設部	賃金及び報酬の過払いがある。	<p>1 再発防止の対策</p> <p>庶務事務システム入力時に、基となる出勤簿や年次有給休暇処理簿等関係帳簿の突合を複数職員で行うなど、正確な勤務時間を把握するとともに、支払に係る決裁においても、関係帳簿との再確認を徹底することとした。</p> <p>なお、過払い分については、会計課及び監理課と協議を行って処理方法を決定し、返納処理（調定）を行った。</p>
始良・伊佐地域振興局建設部	業務委託において、歩掛を誤ったことから、設計額が過小となっているものがある。	<p>1 再発防止の対策</p> <p>平成28年7月25日付けで「見積り積算における留意事項について」の文書を各執行機関に発出し、適正な見積歩掛の採用について、改めて再発防止の周知徹底を図った。</p>
大隅地域振興局建設部	業務委託において、歩掛を誤ったことから、設計額が過小となっているものがある。	<p>2 職員研修の充実等</p> <p>例年、7～8月に土木技術職員、市町村担当者を対象に、県内12会場で実施している土木工事（設計・積算）技術講習会において、適正な見積歩掛の採用について注意喚起を行った。</p>
大島支庁建設部	業務委託において、歩掛を誤ったことから、設計額が過大となっているものがある。	
熊毛支庁農林水産部	設計額の積算誤りにより、落札決定を取り消しているものがある。	<p>1 文書による周知等</p> <p>積算システム障害の発生事案について、各関係所属へ文書による注意喚起及び対応等の周知を行うとともに、プログラム提供機関に対して原因究明及び再発防止対策を依頼した。</p>
大島支庁農林水産部	設計額の積算誤り等により、落札	<p>2 再発防止の対策</p>

	決定を取り消しているものが複数ある。	<p>入札事務に係る各種チェックリストの活用及び設計積算時におけるダブルチェックの実施等，入札事務誤りの未然防止に向けたチェック体制及び精査の徹底について指導した。</p> <p>3 職員研修等の充実</p> <p>工事事務初任者，システム操作研修会及び農業土木工事技術研修会等において，入札事務誤りの再発防止に向けた情報提供及び取組の徹底について指導した。</p>
熊毛支庁建設部	管理瑕疵により，防波堤ケーソンと民間プレジャーボートとの衝突事故が発生し，県に損害を与えている。	<p>1 事後処理等</p> <p>当該ケーソン天端の標識灯を強固で認識しやすいものに交換した。</p> <p>2 情報の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安部が公開している沿岸域情報提供システムにケーソン仮置情報を掲載した。</li> <li>プレジャーボート管理会社等にケーソン仮置き情報を周知した。</li> </ul> <p>3 再発防止の対策</p> <p>県内の仮置中のケーソンの緊急点検を実施した。</p> <p>4 文書による安全対策等の徹底</p> <p>仮置水域の選定や仮置時の安全対策・手続き・周知等に関する通知文を発出した。</p>
大島支庁保健福祉環境部	自主検査の実施が遅延しているものがある。	<p>1 再発防止の対策</p> <p>平成28年11月2日の部内課長補佐会議において定期監査結果を配布し，適正な処理を行うよう改めて注意喚起を行った。</p>
大島支庁農林水産部	パソコンの物品事故により，損害が発生している。	<p>1 再発防止の対策</p> <p>監査結果の通知後，財務に関する事務の適正な執行に努めるよう注意喚起するとともに，講じた措置の報告を求めた。</p> <p>また，適正な事務の執行の参考となるよう，農政部における定期監査（前期）の文書注意事項及び口頭注意事項の内容等について，部内各所属（出先機関含む）及び各地域振興局・支庁（農林水産部）に周知した。</p>
大島支庁瀬戸内事務所	パソコンの物品事故により，損害が発生している。	<p>1 再発防止の対策</p> <p>平成28年11月2日の部内課長補佐会議において定期監査結果を配布し，適正な処理を行うよう改めて注意喚起を行った。</p>
鹿児島地域振興局総務企画部	交通事故により，公用車に損害が発生している。	<p>1 安全運転管理者等研修の実施</p> <p>各所属の安全運転管理者及び担当職員を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し，公用車の安全運転確保及び交通事故防止の徹底を図ることとした。</p> <p>2 交通法令講習会等への参加の徹底</p> <p>公用車を運転する職員の安全運転及び交通法令講習会の受講の徹底に努めることとした。</p> <p>3 各種会議等における交通事故防止の周知の徹底</p>
南薩地域振興局保健福祉環境部	交通事故により，公用車に損害が発生している。	
始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	交通事故により，公用車等に損害が発生している。	
熊毛支庁建設部	交通事故により，	

	公用車等に損害が発生している。	<p>主管課補佐会議等あらゆる機会を通じて職員の交通事故防止等について注意喚起を行った。</p> <p>4 文書による職員への交通事故防止 副知事依命通達及び管財課長通知により、職員の交通事故防止等の一層の注意喚起について周知を図った。</p>
熊毛支庁屋久島事務所	交通事故により、公用車等に多額の損害が発生している。	
大島支庁総務企画部	交通事故により、公用車に損害が発生している。	
県立病院局		
県立病院課	<p>医業収益の収入未済額は、県立病院全体で前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。</p>	<p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療費の未納により生じた未収債権については、「鹿児島県立病院事業未収金対策実施要領」に基づき、発生原因を分析し、発生防止に引き続き取り組むこととした。</li> <li>・各病院における取組としては、診療費の事前通告を行う等新規発生の未然防止を図るとともに、回収目標額や具体的な電話催告、戸別訪問の実施方法等を定めた「未収金回収計画」を作成し、その計画に基づき未収金の回収を引き続き行った。</li> <li>・平成28年度は、監査の日以降の11月末までに、支払能力があるにもかかわらず相当期間納付がなされない悪質な未納者2名について、前年度に引き続き、法的措置として、裁判所に対し、支払督促の申し立てを行った。</li> <li>・事業管理者や各県立病院長等で構成する「経営会議」において、「目標管理システム」により四半期ごとに発生・回収状況の管理を行うなど債権管理の一層の適正化に引き続き取り組むこととした。</li> </ul>